

令和7年10月20日発行

I 令和7年度長野県高齢者生活・介護に関する実態調査へのご協力をお願いします

長野県では、令和9年度からの第10期長野県高齢者プランの策定にあたり、その基礎資料とすることを目的に、県内の高齢者施設及び介護事業所の皆様を対象に事業の実態をお伺いする調査を以下のとおり実施しますので、ご多用中恐れ入りますが、ご協力をお願いします。

1. 調査種別及び調査概要

(1) 施設入所（入居）者等実態調査

- ①調査項目：高齢者施設の入所者の状況（基本属性、入所の期間、入所するまでの待機期間、費用等）など
- ②調査対象：（地域密着型）特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、認知症グループホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、サービス付き高齢者向け住宅

(2) 介護サービス事業所調査

- ①調査項目：経営の状況、利用者確保の状況（稼働率）、今後の事業展開、職種別・雇用形態別の人数、職員の充足状況、介護職員の処遇改善状況、人材育成上の課題など
- ②調査対象：（地域密着型）特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問介護事業所、通所介護事業所、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所 等（一部抽出調査）

2. 回答方法・期限

10月下旬～11月上旬にかけて施設・事業所あてに調査票を郵送しますので、ご記入のうえ、令和7年11月28日までに、同封の返信用封筒にてご返送ください。

【問合せ先】

調査全般、調査の趣旨：長野県 健康福祉部 介護支援課 計画係 電話：026-235-7111（直通）
調査の内容、記入方法：株式会社サーベイリサーチセンター 静岡事務所 電話：054-251-3658

II 【重要】長野県介護人材確保・職場環境改善等事業補助金について

長野県では、介護職員の足元の人材確保の課題に対応する観点から、介護現場における生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築するため、標記補助金を実施しています。

1. 実績報告について

標記補助金の実績報告書の提出期限は、令和7年10月31日です。

報告は、ながの電子申請サービスのみの受付です。手続き名で「【介護事業所のみ、補助金実績報告】令和7年度介護人材確保・職場環境改善等事業補助金の実績報告書について」と検索してください。

2. 変更交付決定について

変更交付申請のあった法人宛に、令和7年8月22日付けで変更交付決定通知書を発送していますのでご確認ください。
なお、概算払を希望した法人については令和7年10月3日（金）に申請時に指定の口座に支払い予定ですのでご確認ください。

○掲載先 URL https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kaigojinzaikakuhoho_jyokin20250317.html

※トップページ→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」→「介護支援課紹介」→「長野県介護人材確保・職場環境改善等事業補助金について」

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

Ⅲ 介護職員等処遇改善加算取得促進事業に係る個別相談支援の実施について

長野県では、介護職員等処遇改善加算の新規取得や上位区分の算定を目指す事業所を対象に、賃金体系等の整備の方法から具体的な申請手続きまで専門家による個別相談を無料で実施しています。

ぜひご相談ください。

【問合せ先】（公財）介護労働安定センター長野支部内 電話：０２６－２３２－０８９８（直通）

FAX：０２６－２３２－０９０６ 電子メール：info@kaigo-center.or.jp

Ⅳ 高齢者施設における看取りケア推進研修の開催について

老人ホーム等での看取り件数の増加や、人生の最期を在宅（施設を含む）で迎えたいという高齢者本人の希望が多いことを踏まえ、人生の最期までできるだけ住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、高齢者施設における看取りケアの推進を図ることを目的に、標記研修を次のとおり開催します。

1. 対象者 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型共同生活介護の管理者等

2. 日時及び内容

	長野会場（北信地域）	松本会場（中信地域）
開催日	令和7年11月19日（水）	令和7年12月17日（水）
時 間	14時から17時まで（受付13時30分～）	
会 場	長野県庁 講堂 長野市南長野幅下 692-2 （電話 026-235-7121）	松本合同庁舎 講堂 松本市大字島立 1020 （電話 0263-47-7800）
内 容	○講演 「本人の望む最期を支えるために～意思決定支援について考える～」 講師 東御市立みまき温泉診療所 医師 齋藤 文護 氏 社会福祉法人光仁会富竹の里 理事長 嶋田 直人 氏 ○グループワーク	
締 切	令和7年11月7日（金）※定員に達し次第、締め切ります	
定 員	松本会場：50名 長野会場：50名	

3. 申し込み 下記URLからお申込みください。

<https://forms.office.com/r/mVNXtLKX8a>（Microsoft Forms）

※詳細は、令和7年10月2日介護支援課からの通知文をご確認ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：０２６－２３５－７１２１（直通）

Ⅴ 協力医療機関に関する届出について

高齢者施設等と医療機関の連携強化を図るため、１年に１回以上協力医療機関と入所者の急変時等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称や取り決めの内容等を指定権者に届け出ることが義務付けられました。（令和6年度介護報酬改定により義務化）

令和7年度においても、次のとおり、提出をお願いします。（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えありません。）

※長野市、松本市及び市町村指定に係る分は、各指定権者へお問い合わせください。

1. 該当サービス（県指定関係のみ記載）

- （１）特定施設入居者生活介護
- （２）介護老人福祉施設
- （３）介護老人保健施設
- （４）介護医療院
- （５）養護老人ホーム
- （６）軽費老人ホーム

2. 提出書類

- （１）協力医療機関に関する届出書
- （２）協力内容が分かる書類（協定書等）

※協力医療機関に変更がない場合も提出してください

3. 提出先

事業所等が所在する市町村を管轄する保健福祉事務所福祉課

4. 提出方法及び部数（次のいずれかの方法による）

（１）郵送 ２部

（２）メール（件名は「協力医療機関届出書（事業所名）」としてください。）

5. 提出期限

毎年３月末日まで

○掲載先URL <https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kyouryokuiryou.html>

※トップページ→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」→「介護支援課」
→サービス業務のうち「令和６年度介護報酬改定等について」→「協力医療機関に関する届出について（特定施設入居者生活介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・養護老人ホーム・軽費老人ホーム）」内の「こちらのページ」参照

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：０２６－２３５－７１２１（直通）

Ⅵ 【介護支援専門員証更新申請書の申請期間について】

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証の更新手続きを行う必要があります。介護支援専門員証を更新する予定のある方は、下の表の更新手続申請期間内に、申請書を介護支援課あて簡易書留で送付してください。なお、管理者の皆様におかれましては、従業者の方に周知していただきますようお願いいたします。

様式等掲載 URL <https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/oshirase/semmonin.html>

更新申請受付期間 有効期間満了日の前々月 11 日～前月の 10 日まで

有効期間満了日	更新手続申請期間
2025 年 11 月 1 日～2025 年 11 月 30 日	2025 年 9 月 11 日～2025 年 10 月 10 日
2025 年 12 月 1 日～2025 年 12 月 31 日	2025 年 10 月 11 日～2025 年 11 月 10 日
2025 年 1 月 1 日～2025 年 1 月 31 日	2025 年 12 月 11 日～2025 年 1 月 10 日

※令和 7 年（2025 年）10 月又は 11 月に有効期間が満了する方については、既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、至急、介護支援課あて簡易書留で送付してください。

なお、有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、受理することができません。（必着）

※有効期間満了日後の更新手続きの相談が多く寄せられています。有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、更新研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできず、「再研修」を受講後、交付申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：０２６－２３５－７１２１（直通）

県では、皆様にご覧いただきたい情報を、通知や介護インフォメーションにより提供していますが、最新の情報をいち早く得るためには、長野県ホームページを随時御覧いただくことをお勧めします。

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp